

県直営による公の施設の管理運営状況

施設の名称	群馬県立太田産業技術専門校
所在地	太田市新野町157-1
所管部局・課	産業経済部 労働政策課

1 施設の設置根拠(法律、条例等)

職業能力開発促進法、群馬県立産業技術専門校の設置及び運営に関する条例

2 施設の役割

(1) 設置目的 国及び都道府県は、労働者が段階的かつ体系的に職業に必要な技能及びこれに関する知識を習得することができるように、職業能力開発施設を設置して職業訓練を行うものとする。(職業能力開発促進法第15条の6より抜粋) (2) 設置当初の状況 戦前は軍需産業のための工員養成所、戦後は傷病兵や戦地引き揚げ者のための職業訓練を行う施設として設置された職業補導所は、高度成長期、産業界へ人材を輩出するための施設へと目的を変え、昭和44年の職業能力開発促進法制定とともに現在の職業能力開発施設(職業訓練校)として整備された。このときは、中卒者(一部高卒者)を中心とした若年者の養成訓練が中心であった。 (3) 施設を取り巻く現状 産業の高度化や社会の高学歴化が進み、全国の訓練校で、訓練課程は中卒から高卒課程への移行が進み、訓練レベルも高度な内容へと変わっていくようになった。こうしたことから、本県の訓練校でも6校を3校に統合整備して「産業技術専門校」として機能向上を図るなどして、企業の現場を担う中核的な人材を送り出す施設へと変遷していった。 太田産業技術専門校は、製造業の盛んな東毛地区という地域性を考慮し、特に優秀な製造業従事者を輩出する施設としての期待値が高い。

3 施設の概要

設置年月日	平成7年4月1日
敷地面積(所有者)	敷地面積 約37,744平方メートル(県所有)
主な施設(床面積、階数等)	床面積 約11,728平方メートル 本館棟(4階)、講堂棟、実習棟(2棟)、学生寮(2階)
建設費	約5,700,000千円

◇入園料・利用料等

◇利用時間(休館日)

区分	金額	平日 8:40～15:50(授業時間)
施設内訓練普通課程入校関係費用	試験料2,200円 入校料5,650円	
施設内訓練普通課程授業料	9,900円/月	
在職者訓練受講料	800円/1時間	

4 施設における実施事業

(1) 施設内訓練

職業能力開発促進法では、職業訓練を高度職業訓練(職業に必要な高度な技能及び知識を習得するための訓練)と普通職業訓練(高度職業訓練以外の訓練)に区分している。産業技術専門校では、後者の普通職業訓練(普通課程)を実施しており、「施設内訓練」とは、このうち専門校の施設内で実施する常設の訓練である。

(2) スキルアップセミナー

在職者を対象に、基礎的な技能の習得及び資格習得を目的とする、法上の普通職業訓練の短期課程の訓練で実施している。

5 管理運営コストの状況

施設の管理運営に係る収支 ※施設の管理運営に係る県の歳入・歳出を記載

(千円)

区 分	5年度(決算額)	4年度(決算額)	3年度(決算額)	2年度(決算額)	元年度(決算額)	H30年度(決算額)	H29年度(決算額)
歳 入(①)	84,554	101,999	97,550	100,210	93,477	93,644	94,624
使用料	14,035	15,963	14,612	14,620	16,185	19,480	20,397
国庫	68,993	84,107	81,839	84,446	76,178	72,917	72,875
その他	1,526	1,929	1,099	1,144	1,114	1,247	1,352
歳 出(②)	202,376	243,685	235,509	219,114	236,065	228,280	239,226
常勤職員	146,262	162,433	158,826	151,879	169,857	165,226	164,060
非常勤職員	9,252	8,926	8,736	8,123	7,864	5,698	5,648
修繕費	691	850	810	1,751	1,450	597	986
委託費	16,141	17,025	17,470	16,482	16,792	16,245	16,332
その他	30,030	54,451	49,667	40,879	40,102	40,514	52,200
歳入・歳出の差額(①－②)	-117,822	-141,686	-137,959	-118,904	-142,588	-134,636	-144,602
歳入・歳出の主な増減理由	実習用機械の購入経費等(国庫1/2)が年度により増減するため、それに伴い歳入及び歳出も増減した。また、R5年度に正規職員が2名減少したため、歳出の減少幅が大きくなっている。						

6 職員の状況(各年度4月1日現在)

(人)

	5年度	4年度	3年度	2年度	元年度	H30年度	H29年度
常勤職員	17	19	19	18	19	19	19
非常勤職員	6	5	6	4	4	4	4
合 計	23	24	25	22	23	23	23

7 施設利用の状況

①年度別の利用者数(施設内訓練生)

区 分	5年度※1	4年度	3年度	2年度	元年度	H30年度	H29年度
訓練生数実人数(人)	126	140	140	136	131	165	168
目標利用者数(人)※2	-	-	-	-	-	-	-
施設稼働率(%)※3	-	-	-	-	-	-	-
稼働率対象施設(設備)							
利用者の主な増減理由							

※1 令和5年度末時点の利用者数

※2 目標利用者数を設定していない場合は無記入

※3 施設稼働率の概念が当てはまらない施設は無記入

②年度別の利用者数(在職者訓練受講者)

区 分	5年度※1	4年度	3年度	2年度	元年度	H30年度	H29年度
年間受講者総数(人)	109	138	107	64	235	234	217
有料受講者数(人)	109	101	75	49	152	201	172
無料受講者数(人)	0	37	32	15	83	33	45
目標利用者数(人)※2	-	-	-	-	-	-	-
施設稼働率(%)※3	-	-	-	-	-	-	-
稼働率対象施設(設備)							
利用者の主な増減理由							

※1 令和5年度末時点の利用者数

※2 目標利用者数を設定していない場合は無記入

※3 施設稼働率の概念が当てはまらない施設は無記入

8 必要性及び管理運営方法についての方向性

区分	内 容
施設の必要性	・ 太田産業技術専門校は、職業能力開発促進法で県が設置するものとされている職業能力開発校であり、施設内訓練及び在職者訓練を実施している。 ・ 施設内訓練では、労働力人口の減少が懸念される中、新卒者を中心に、民間では実施していない、又は校での実施の方が効率的・効果的に行える訓練(ものづくり人材の育成)を実施しており、ものづくり産業を支える若年技能者を産業界に輩出し、産業界から高く評価されている。 ・ また、在職者訓練では、産業技術専門校における企業等の在職者のスキルアップのための訓練を実施し、企業の人材育成を支援している。 ・ 廃止した場合には、ものづくり人材の育成・確保、企業の人材育成支援の役割・機能を果たせなくなる。 ・ 太田産業技術専門校は、民間との役割分担のもと、その役割・機能を十分に担っている現状に鑑み、県の施設として現在のまま存続することが適当である。
指定管理者制度	・ 指定管理者制度への移行については、結果が求められる中で事業の採算性が見込めないことから、民間事業者等がどこまで対応できるか懸念される。万一、移行しても、事業の継続ができなくなった場合には指導員の技術や技能が途切れ、人的問題から県直営での再開は困難であることから、現段階では、国や他県の動向を見据えながら慎重に検討していく必要がある。
業務等の見直し	・ 産業技術専門校としての役割・機能を十分に果たせるよう、コスト削減やサービス効率化、県民ニーズの把握と業務へのフィードバック、施設のPR等にこれからも努めていく。
施設運営に当たっての課題	・ 利用者については入校定員があり、また、18歳人口の減少等もあることから劇的な増加は難しい。 ・ 建物老朽化による修繕が必要になりつつある。